

あなたのカード情報、大丈夫？ ～不正使用の現状と対策～



日頃便利に使っているクレジットカード。ところが、セキュリティ対策が不十分なPOSレジをねらった不正アクセスにより情報が漏えいすることも！

例) 漏えいしたカード情報を利用して偽造カードが作られたり、ネット取引で「カード番号+有効期限」を入力して不正に使用されることが！

セキュリティ対策の問題点、不正使用の現状、不正に使用されないようにするための対策などを学びます

2016年 8月29日 (月)

10:00~12:00

講師：池本 誠司氏 (弁護士)



あさイチ(NHK)の消費者問題の解説でおなじみ！

浦和コミュニティセンター第13集会室

JR 浦和駅 東口徒歩1分 (浦和パルコ上 コムナーレ 10階)

駐車場 あり (有料)

定員 80名 (要申込み)

参加費無料

《お申込み・お問い合わせ》

適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
TEL048(844)8972 FAX048(844)8973

なくす会に情報をお寄せください！

身の回りの被害、例えば・・・

- 広告の内容と明らかに違う！
- キャンセル料がとて高額だった！
- アパート退去時の費用負担が納得できない！

などの情報をお寄せ下さい！

疑問に感じる契約内容や約款、広告のコピー等をお送りください。



★★★情報提供は下記へお問合せください★★★

電話 048-844-8972 (平日午前10時～午後4時まで)

Fax 048-844-8973

E-Mail: nakusukai.01@saitama-k.com

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5



適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会について

内閣総理大臣から「適格消費者団体」の認定を受けた特定非営利活動法人です

『適格消費者団体』とは？

消費者に変わって、「不当な契約」・「不当な勧誘」などを行なう事業者に対し、
不当行為の改善申入れや、訴訟を起こすことができる資格を持った団体です。

事業者が不当な行為を続けることを阻止し、消費者被害が広がらないように活動しています

なくす会での訴訟提起事例

- 2010年5月に着物レンタル業者の不当なキャンセル条項の使用差止請求をし、和解が成立しました。
- 2012年4月に不動産賃貸業契約期間2年未満の短期解約について定めた条項等の使用差止請求をし、和解が成立しました。
- 2012年10月に企業信用調査、個人信用調査を目的とする事業者の調査委任契約後の解約手数料にする条項の使用差止請求をし、和解が成立しました。

会員になって活動を支えてください

なくす会の運営費は会費と寄附で
成り立っています

消費者被害の拡大を防ぐ活動を支
えるのはみなさんの力です！

個人正会員：3000円/年

個人賛助会員：1000円/年

※ 寄付も随時、受け付けています

適格消費者団体は、個別の救済はできません。

お住まいの市町村の相談窓口や、消費生活支援センターに迷わず相談を！

全国共通 消費者ホットライン TEL 188 (いやや) (0570-064-370)